

# 国別障害関連情報 キルギス共和国

独立行政法人  
国際協力機構（JICA）

令和3年2月  
（2021年2月）

株式会社国際開発センター  
株式会社コーエイリサーチ&コンサルティング

人間
JR
21-005

本調査は、JICA が株式会社国際開発センター及び株式会社コーエイリサーチ&コンサルティングに委託し、実施した。本調査の内容は2020年11月から2021年2月にかけて日本国内において実施した文献・オンライン調査と該当国関係者からオンラインで回答を得た質問票の分析等に基づくものであり、データ類の信憑性について JICA は責任を負わないものとする。

国別障害関連情報

キルギス共和国

目次

1. 基礎指標 .....	1
1-1. 基礎指標 .....	1
1-2. 障害に関する指標 .....	2
2. 障害関連政策 .....	4
2-1. 障害関連行政制度 .....	4
2-2. 障害関連法律の詳細 .....	5
2-3. CRPD 批准による対応状況 .....	9
2-4. 障害関連施策の状況 .....	9
2-5. 地域に根ざしたリハビリテーション/インクルーシブ開発 (CBR/CBID) の状況 ...	18
2-6. 盲人, 視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約批准及び対応状況 .....	18
2-7. 新型コロナウイルスの流行がもたらした影響 .....	19
3. 障害関連団体の活動概況 .....	22
3-1. 障害当事者団体の活動概要 .....	22
3-2. 障害者支援団体の活動概要 .....	23
4. 参考資料 .....	25

図表目次

図 1 障害者の居住地域（2019 年） .....3

表 1 キルギスの障害関連担当機関 .....4

表 2 障害者の雇用・職業訓練参加者数 .....12

表 3 障害者が対象となっている社会サービス一覧 .....13

表 4 カテゴリー別社会手当支給額（月額） .....14

略語表

CBID	Community-based Inclusive Development	地域に根ざしたインクルーシブ開発
CBR	Community-based Rehabilitation	地域に根ざしたリハビリテーション
CRPD	Convention on the Rights of Persons with Disabilities	国連障害者権利条約
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力機構
USAID	United States Agency for International Development	米国国際開発庁
WFP	World Food Programme	世界食糧計画

## 1. 基礎指標

### 1-1. 基礎指標<sup>1</sup>

国民一人当たり GDP	1,309.39 米ドル	2019 年
-------------	--------------	--------

### セクター別政府支出

保健医療（対 GDP 比）	6.19 %	2017 年
教育（対 GDP 比）	6.0 %	2017 年
社会福祉（対 GDP 比）	2.6 %	2018 年

### 人口

総人口	6,456,900 人	2019 年
男性人口比率	49.47 %	
女性人口比率	50.05 %	
都市人口比率	37 %	
農村人口比率	63 %	
平均余命（全体）	71 歳	2018 年
男性	67 歳	
女性	76 歳	

### 保健医療

栄養不足蔓延率	6 %	2018 年
新生児死亡率（1000 人当たり）	12 人	2019 年

### 教育

教育制度		
初等教育年数	4 年	2020 年
義務教育年数	10 年	2020 年
成人識字率（全体）	100 %	2018 年
男性	100 %	
女性	99 %	

<sup>1</sup> 世界銀行（<https://data.worldbank.org/indicator>（参照 2020-12-08））に基づく。

就学率 <sup>2</sup>		
初等教育（総就学率）		
全体	108 %	2018 年
男子	107 %	2019 年
女子	105 %	2019 年
中等教育（総就学率）		
全体	95 %	2018 年
男子	96 %	2019 年
女子	96 %	2019 年
高等教育（総就学率）		
全体	41 %	2018 年
男子	37 %	2019 年
女子	47 %	2019 年

## 雇用

失業率（全体）	6.6%	2020 年
男性	5.9%	
女性	7.9%	

## 1-2. 障害に関する指標

### 1-2-1. 障害の定義

キルギス共和国（以下、「キルギス」）で2008年に制定された「障害者の権利と保障に関する法律」において、障害とは「個人に持続性の身体的、精神的（mental）障害があることを意味する、法律によって公的機関が定める社会的・法的地位（status）」と定義している<sup>3</sup>。また2016年に制定された「障害者の認定に関する規則」では、障害とは「市民がセルフケアや自律的な動き（independently move）、コミュニケーション、行動のコントロール、または学習や労働を行う能力の一部または完全な低下（loss）」と定義されている。キルギスの社会保障システムは障害の程度に応じて、3つのグループに分けている<sup>4</sup>。

- ・ グループ1（完全な障害があり、恒常的な付き添いが必要）
- ・ グループ2（完全な障害があり、移動性の80%が失われている）
- ・ グループ3（部分的な障害があり、稼得能力が一部失われている）

<sup>2</sup> 初等は6歳-9歳または7歳-10歳、中等は10歳-14歳または11歳-15歳、高等は15歳-17歳または16歳-18歳。出所：外務省 [https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/world\\_school/05europe/infoC51700.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/world_school/05europe/infoC51700.html)（参照 2020-12-10）

<sup>3</sup> <http://new.mlsp.gov.kg/wp-content/uploads/2019/03/Zakon-KR-O-pravah-i-garantiyah-LOVZ.docx>（参照 2020-12-10）

<sup>4</sup> OECD (2018) *Social Protection System Review of Kyrgyzstan*, OECD Development Pathways, OECD Publishing, Paris. <http://dx.doi.org/10.1787/9789264302273-en>（参照 2020-12-08）

1-2-2. 障害に関する統計整備状況

「統計年鑑2014-2018」には障害に関する項目があり、「年度別障害者認定数」及び「18歳以下の障害者数」について記録されている。これらの統計には、障害統計に関する国連ワシントングループの質問紙セットや世界保健機関の基準などは使われていない。2009年の国勢調査では障害に関する項目はなかったが、2020年に実施予定<sup>5</sup>の国勢調査では、国連機関からの提言に従い、機能障害に関する質問が含まれる予定である<sup>6</sup>。このほか、障害に関する統計としては国家統計委員会等が2018年に実施した「Kyrgyz Republic Multiple Cluster Indicator Survey」においてワシントングループの短縮質問紙セットを用いて女性と障害に関する情報を収集している<sup>7</sup>。

1-2-3. その他統計

障害者数（全体） <sup>8</sup>	194,364 人	総人口の 3.0 %	2019 年
男性	102,375 人		
女性	91,989 人		

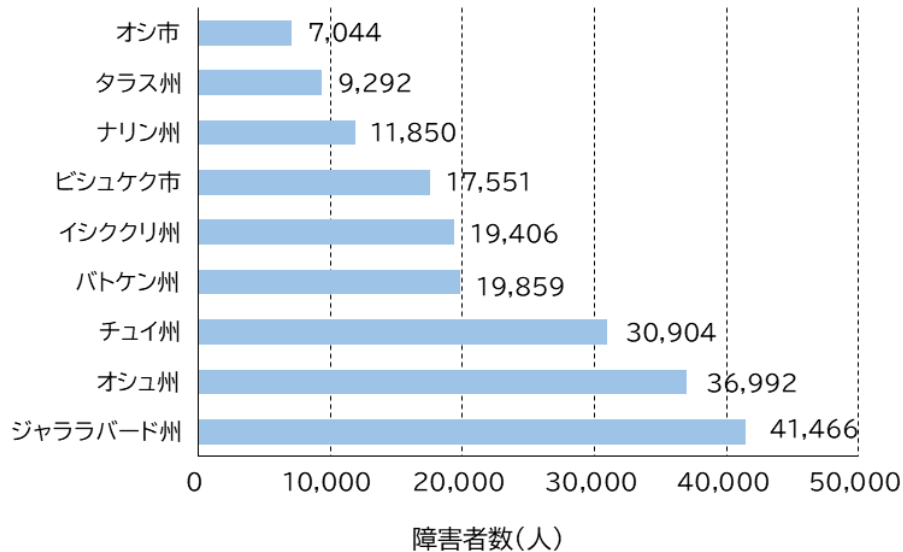


図1 障害者の居住地域 (2019)

出所：国家統計委員会<sup>9</sup> (2020)

<sup>5</sup> 2018年時点では2020年3-4月に実施し、2021年1-2月に最終化の予定であったが、本調査時点（2020年12月）の進捗は不明。http://www.stat.kg/ru/statisticheskije-perepisi/（参照 2020-12-08）

<sup>6</sup> UN (2019) *Beijing+25: National-Level Review of the Kyrgyz Republic on the implementation of the Beijing Declaration and Beijing Platform for Action Progress and Challenges*.

<sup>7</sup> 国家統計委員会、UNICEF、UNFPA、USAID (2019) *Kyrgyz Republic Multiple Cluster Indicator Survey 2018: Survey Findings Report*

<sup>8</sup> 国家統計委員会 (2020) この障害者数は年金や社会手当等の社会保障の受給者のみ。

http://www.stat.kg/kg/news/mezhdunarodnyj-den-invalidov-cifry-i-fakty-infografika/（参照 2020-12-08）

<sup>9</sup> Ibid.



## 2. 障害関連政策

### 2-1. 障害関連行政制度

2020年5月20日、キルギスは政府の管轄として障害者評議会（the Council for Persons with Disabilities）を設置した。同評議会は障害者の社会保障に関連する問題について検討する際に中央政府・地方政府・公的機関・科学技術等関連団体の連携を確実にを行うことを目的としている<sup>10</sup>。

#### 【中央政府行政】

キルギスの障害関連担当機関は下表のとおり。

表1 キルギスの障害関連担当機関

機関名	概要
労働・社会開発省	障害者認定やリハビリテーション・サービスなど障害に関わる全般を扱う
保健省	障害者認定に係る診断、障害者予防対策、医療従事者を対象とした障害に関する教育、州及び地区病院内のリハビリテーションセンターの管理など
教育・科学省	障害児の教育機関選定（インクルーシブ教育推進策）、特別支援学校の管理、養護教諭の養成、障害児用特別教材の作成など
運輸通信省	障害者のための公共交通機関の整備など
法務省	障害者に関する法律の整備と強化
財務省	障害者支援のための国家予算確保

出所：JICA（2003）「キルギス共和国における障害関連情報」

#### 国内調整委員会設置状況

委員会名称	障害者評議会
委員会メンバー	（労働・社会開発省、障害者団体以外のメンバーについては不明）
役割と実施状況	<p><b>【役割】</b></p> <p>上述のとおり、同評議会は障害者の社会保障に関連する問題について検討する際に中央政府・地方政府・公的機関・科学技術等関連団体の連携を確実にを行うことを目的としている。このほか、同評議会の役割には障害者関連課題の解決、障害者支援に関する効果的な国家政策策定のための提案書作成、障害の予防やリハビリテーションのための法案作成、関連法制度の施行推進が含まれる<sup>11</sup>。</p>

<sup>10</sup> en.kabar.kg/news/council-for-disability-of-persons-formed-in-kyrgyzstan/（参照 2020-12-08）

<sup>11</sup> en.kabar.kg/news/council-for-disability-of-persons-formed-in-kyrgyzstan/（参照 2020-12-08）

	<p><b>【実施状況】</b></p> <p>2020年5月20日に設置された。同年12月1日に第1回会議が開催され、副首相、労働・社会開発省の大臣と副大臣、各政府機関や国際機関、非営利団体の代表者が参加した。また非営利団体「障害者のための法的支援の提供」の代表が、同評議会の副代表として選出された。障害当事者団体である「障害者団体連合（the Union of People with Disabilities “Ravenstvo”）」（詳細は3-1を参照）も同評議会に参加している。</p> <p>第1回会議では国連障害者権利条約（Convention on the Rights of Persons with Disabilities。以下、「CRPD」）の実施に関連して、官民パートナーシップの枠組みの中で「障害児のためのデイケアセンターの組織化」プロジェクトの開始や、より包摂的な社会を構築するための“アクセシブルな国家プログラム”の策定が発表された。また、CRPD批准時の障害者の状況についての報告書が発表された<sup>12</sup>。</p>
--	---

**【地方政府行政】**

キルギスの地方行政は、地域レベル（特別行政都市ビシュケク市・オシ市と7つの州（oblasttar） - 中間（raion） - 市（aiyl okmotus））の3層に分かれている。

2008年に制定された「障害者の権利と保障に関する法律」（後述）では、地方政府の役割として「障害の予防」「アクセス可能な施設、公共交通機関、情報通信等の整備」「障害者の起業に関する支援」等を規定している。

**2-2. 障害関連法律の詳細**

キルギスにおける障害関連の法律は以下のとおり。

法律名	憲法 <sup>13</sup>
施行年	2010年
障害者に関する条項	現在の社会保障システムについて定めている <sup>14</sup> 。 第9条：政府の義務として、①社会的に脆弱な市民への支援、最小限の労働報酬、労働と健康の保護の保障、②社会サービスと医療サービスのシステム開発、③年金とその他の保障や社会的なセーフガードの構築を明記している。

<sup>12</sup> <https://mlsp.gov.kg/2020/12/04/prezident-fonda-okazanie-yuridicheskoy-pomoshhi-invalidam-isakov-tolkunbek-mamatovich-izbran-zamestitelem-predsdatelya-soveta-po-delam-licz-s-invalidnostyu-pri-pravitelstve-kr/>（参照 2020-12-08）

<sup>13</sup> キルギスでは憲法の部分・全文改正だけでなく、新憲法の制定も複数回行われており、2010年にも新憲法が制定された。[https://www.maff.go.jp/j/kokusai/renkei/fta\\_kanren/attach/pdf/kb\\_chosah26-9.pdf](https://www.maff.go.jp/j/kokusai/renkei/fta_kanren/attach/pdf/kb_chosah26-9.pdf)（参照 2020-12-25）

<sup>14</sup> OECD (2018)

	第 53 条：社会保障の内容について規定している。①高齢者、病人、障害者になった場合または働き手を失った場合の社会保障、②政府の経済的資源に応じた年金や社会的支援は、法律で定められた最低限のレベルを下回らない生活基準の保障
--	---

法律名	障害者の権利と保障に関する法律
施行年	2008 年
概要	<p>障害者のための公共政策について定めている。</p> <p>目的：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 生活能力に関する権利と自由の行使と制限の撤廃に関して他の市民と同等の機会を保障すること</li> <li>② 障害者が十分な生活を送るための望ましい状況を創造すること</li> <li>③ 積極的に経済的・政治的・文化的な生活に参加できるようにすること</li> <li>④ 国連障害者の権利宣言（1975 年）、キルギス共和国憲法、国際法の原則及び規範、並びに国際協定の下で市民としての義務を果たすこと</li> </ul>

その他の障害者の権利と関係する主な法律には以下のものがある。

法律名	労働法
施行年	2007 年
障害者に関する条項	<p>同法第 314 条・第 315 条では、障害者の雇用について定めている。</p> <p>第 314 条：行政機関は障害者団体とともに障害者の雇用における基準（従業員 20 人以上の雇用者は少なくとも従業員数 5%を障害者とする）を制定する<sup>15</sup>。雇用主はこの基準を満たす障害者を雇用する義務がある。</p> <p>第 315 条：行政機関は障害者に職を斡旋する。行政機関より照会を受けた雇用主は、障害者のために雇用枠の職務、あるいは新しく職務を調整する義務がある。不当に障害者の雇用を拒否した雇用主は、その責任を負う。</p>

法律名	児童法
施行年	2006 年
障害児に関する規定	同法では障害児や保護者のいない子どもが、教育及び研修が無料で受けることのできるグループ、クラス、センターの整備を規定している <sup>16</sup> 。

<sup>15</sup> 労働・社会開発省ウェブサイト” Information on ongoing work to promote the employment of persons with disabilities for the I II quarter of 2019” <https://mlsp.gov.kg/informacziya-o-provodimoj-rabote-po-sodejstviju-trudoustrojstvu-lovz/>（参照 2020-12-08）

<sup>16</sup> <https://education-profiles.org/central-and-southern-asia/kyrgyzstan/~inclusion>（参照 2020-12-08）

法律名	教育法
施行年	2003 年
障害児に関する規定	第 33 条では、身体的/医学的 (medical) な障害がある子どもは、十分な治療、教育、研修を受けるために特別なグループ、クラス、または機関において教育を受けることが規定されている <sup>17</sup> 。

その他にも労働・社会開発省のウェブサイト<sup>18</sup>に記載されている主な障害者関連の政令、規則、決議は以下のとおり。

- 2020 年 規則 80 号 (コロナ禍での緊急事態下における障害者の義足やリハビリテーションのための受入れ再開)
- 2018 年 規則 556 号 (恒常的にケアと監護 (supervision) が必要な障害児のための介助サービスの支払い条件 (terms of payment))
- 2016 年 規則 675 号 (障害者の認定)
- 2011 年 決議 457 号 (障害者への温泉療法の利用券提供)
- 2009 年 政令 795 号 (毎月の現金補償の支払い)
- 2003 年 政令 469 号 (障害者への車いすの無償供与の手順)

### 障害者政策

障害者も対象に含まれている主要な政策・計画・プログラムは以下のとおり。

政策名	国家開発戦略 2018-2040
施行年	2018 年
障害に関する言及	同戦略の社会開発分野の 5 つビジョンの 1 つ (「すべての市民に平等な機会」) に、「社会支援システムは障害者や母子の支援を行うことで潜在能力を十全に発揮するための平等な機会を整え、彼/彼女らの社会への統合を目指すこと」が明記されている。 社会支援システムに関する国家政策の基本原則として、「恵まれない子どもや家族、障害者、高齢者のための社会システムがすべての地域で開発されること」や「障害者のための政府保障が最低限の生活に必要なレベルを下回らないこと」などを掲げている。具体的な実施内容としては、ビシュケク市やバトケン地域での障害のある成人や子どもへのデイケアセンターの設置等が挙げられている。

<sup>17</sup> Ibid.

<sup>18</sup> 労働・社会開発省ウェブサイト "Regulatory framework: Disabilities and Senior Citizens" <https://mlsp.gov.kg/normativno-pravovaya-baza/> (参照 2020-12-08)

政策名	インクルーシブ教育構想とプログラム 2019-2023 <sup>19</sup>
施行年	2019 年
概要	この構想の目的は、一貫して効率的に運営される教育システムと、特別教育支援ニーズのある子どもを教育過程に包摂するための国家モデルを構築することである。本構想では、「早期介入支援の構築」「就学前教育」「就学前の準備」「学校教育」「初等・中等職業教育」「高等専門教育」「一般教育と特別支援教育の統合」の7つの項目別に教育機関や教員等がなすべきことが示されている。

政策名	2020 年までのキルギス国民の健康保護及び促進に関する戦略 ("Health 2020")
施行年	2014 年
障害者に関連する目的	この戦略は「国家ヘルスケア改革プログラム 2012-2026 “Den sooluk”」で特定された優先分野の強化と支援及びセクター間協調の強化を目的としている。加えて、この戦略は国民の保健サービスへの普遍的なアクセスを保障し、障害者を含む社会的に脆弱な人々のニーズを満たし、健康維持と促進に関して他セクターの関与を促すことを目的としている <sup>20</sup> 。

政策名	デジタル・キルギスタン 2019-2023 デジタル変革構想
施行年	2019 年
障害者に関連する目的	このプログラムは障害者、高齢者、女性などの脆弱なグループに対して、デジタル技術やデジタル技能へのアクセスにおける格差を認識し、この格差を埋めるために、特に女性の国家的なデジタル情報通信技術インフラへのアクセスを拡大することを目的としている <sup>21</sup> 。

2017 年までは、「キルギス共和国における障害者の権利を守り、生活の質を向上するための行動一覧 2014-2017」や「キルギス共和国における社会保障開発プログラム 2012-2014」「同プログラム 2015-2017」など、障害者を特別に支援するプログラムが存在していた<sup>22</sup>。この社会保障開発プログラムでは、障害者は3つ(同プログラム 2012-2014)または4つ(同プログラム 2015-2017)の優先グループの中の一つと定められていた。しかし現行の社会保障開発プログラム<sup>23</sup>は「プログラム」に焦点を当てており、「特定のグループ」を優先対象と

<sup>19</sup> <http://cbd.minjust.gov.kg/act/view/ru-ru/14591/10?mode=tekst> (参照 2020-12-08)

<sup>20</sup> The Development Program of the Kyrgyz Republic for the period 2018-2022 « Unity. Trust. Creation »

<sup>21</sup> Government of The Kyrgyz Republic (2020) *Voluntary National Review of the Implementation of the Sustainable Development Goals*

<sup>22</sup> Gulmira Kazakunova (2018) “Kyrgyzstan’s Social Protection Measures and Programmes” Speech presented at the session hosted by UNDESA June 2018

<sup>23</sup> このプログラムは新しい国家開発戦略 (“40 Steps to a New Era 2018-2022”) に含まれることとなった。社会保障はこの戦略のステップ 28: “平等な機会—社会開発の基盤”に含まれている。出所: OECD (2018)

していない。

### 2-3. CRPD 批准による対応状況

キルギス政府は 2019 年 5 月 16 日に CRPD を批准した。第 1 回政府報告書の提出期限は 2021 年 6 月 16 日となっている。選択議定書に関しては、署名及び批准をしていない。

### 2-4. 障害関連施策の状況

#### ① リハビリテーションを含む医療サービス

キルギスの医療機関に関する法律（2004 年 8 月 13 日）第 116 号は、特定の健康レベルに応じて設定された必要な範囲内で、医療提供者は利用可能で、タイムリーで、質の高い、熟練した医療を確保する一般的な義務を定めている。健康への権利、障害の予防、健康管理、リハビリテーション、医薬品の提供、整形外科用製品の提供、個人の移動手段は、保健分野におけるキルギスの法律<sup>24</sup>や関連国家プログラムにより規定されている<sup>25</sup>。2013 年以降、障害の評価や個人リハビリテーション計画の策定に国際生活機能分類の要素を導入するための措置がとられている<sup>26</sup>。

障害者にとって医療サービスを受けるための経済的負担は非常に大きい。2015 年に実施された世帯調査では、治療費を支払うために、5,080 人が借金をし、2 万 3,120 人が貯金を取り崩し、1 万 1,135 人が親戚からの援助を受けざるを得なかったと回答している<sup>27</sup>。

キルギスの法律「特別な健康ニーズのある人々に保障された権利について」では、保障について明確な方針が示されているものの、米国国際開発庁（United States Agency for International Development。以下、「USAID」）の報告<sup>28</sup>によると、ほとんど施行されていない。

#### ② 教育

障害のある子どもの就学前教育制度への参加率は低い（0 歳から 7 歳までの障害のある子どもの 11.7%）。

言語療法士、心理士、社会教育者などの特別支援教育の専門家が不足しており、また、子どもの障害に対する社会的認知度が低いために、障害のある子どもたちの孤立や「教育できない」という固定観念に繋がっている<sup>29</sup>。

2012 年、2,350 人の障害のある子どもたちが通常の就学前教育施設に通う一方で、同年齢の 1,674 人が特別支援教育施設に通っている。義務教育年齢の子どもになると格差は大きくなり、2,477 人の子ども達が障害ケアに特化した寄宿学校に通っているが、9,945 人の障害のある子ども達は通常学校に登録されている<sup>30</sup>。

<sup>24</sup> 障害者法 24 条や国民の健康保護に関する法律（2005 年第 6 号）70 条

<sup>25</sup> UNDP (2013) *Promoting the Rights of Persons with Disabilities in Central Asia: Institutional Experiences and the Way Forward*

<sup>26</sup> Government of The Kyrgyz Republic (2020)

<sup>27</sup> OECD (2018)

<sup>28</sup> USAID (2017) *Analytical Report on the Rights of People with Disabilities in Central Asia and Azerbaijan*

<sup>29</sup> Ibid (2017)

<sup>30</sup> OECD (2018)

キルギスでは、聴覚に障害のある子どもたちの多くが、首都に施設がないために、首都から離れた場所にある特別な全寮制学校に通っている。特別寄宿学校では、児童・生徒は9年生以上の教育機会が得られず、非障害児と同じ教育を受けられる可能性がなく、また進学を期待されていない<sup>31</sup>。

高等教育機関における障害者枠での入学者数は伸び悩んでいるが（2016-2017年度は14人、2017-2018年度は13人、2018-2019年度は16人）、初等職業教育機関の半数が障害者のニーズを考慮した改修を実施（renovated）している<sup>32</sup>。

キルギスにおけるインクルーシブ教育推進への一歩として、2019年に「インクルーシブ教育構想とプログラム 2019-2023」が採択された。このプログラムの下では、1万5,685人の障害のある子どもたちが寄宿学校52校で学ぶことになっている。さらに通常学校3校では、2019年に47人の障害児のための矯正（correctional）クラスが設置された。特別支援学校4校では、2019年に48人の子どもたちを新しく受け入れている。ホームスクリーニングを行う子どもの数は増えており、2018-2019年には1,353人に達した。重度の視覚障害がある子どもたちのために特別な点字教科書が毎年発行され、教育機関は特別な教育的ニーズのある児童・生徒のためにさまざまなタイプの心理学的・教育学的支援を試験的に実施している。すべての教員を対象としたインクルーシブ研修コースは、継続教育（continuing education）のためのカリキュラムに含まれている<sup>33</sup>。

18歳以下の障害児の数は、近年増加しており、2008年には約2万6,000人、2018年には約3万人の障害児が登録されている<sup>34</sup>。しかし障害児に関する利用可能な統計は、明らかに特別支援教育が必要な人数を過小に推定している。労働・社会開発省が提供している医療・社会専門家委員会による検査を受けた障害児数に関するデータには、検査を受けていない、あるいは障害者として登録されていない子どもや思春期の子どもは含まれていない。労働・社会開発省も教育・科学省も、特別支援教育を必要とする子どもの数を正確に把握していない<sup>35</sup>。

### ③ ジェンダーと障害

第4回世界女性会議25周年記念（「北京+25」）の報告書<sup>36</sup>によると、キルギスでは障害のある女性は医療的なアプローチのみ必要とする存在だと考えられている。しかし、適切な検査や治療を行う施設や設備が不足しているため、医療さえも容易に利用できない。例えば、透視検査やマンモグラフィーは、障害のある女性は実際には利用できない。産院には必要な設備がなく、加えて医師は障害のある女性に妊娠・出産を断念させることが多い。女性向け

<sup>31</sup> UNICEF (2019) *Deinstitutionalization for children with disabilities: Technical Guidance for UNICEF's Engagement in National Reform Reports*.

<sup>32</sup> Ibid (2019)

<sup>33</sup> Government of The Kyrgyz Republic (2020)

<sup>34</sup> Ibid (2020)

<sup>35</sup> UNDP (2013)

<sup>36</sup> UN (2019) *Beijing+25: National-Level Review of the Kyrgyz Republic on the implementation of the Beijing Declaration and Beijing Platform for Action Progress and Challenges*.

のプログラムも、障害のある女性の問題は扱っていない。

またキルギスの障害者団体連合代表は、男女別のデータは限定的だが、既存の研究や当事者の話によると、障害のある女性や女子は障害のある男性や男子より多くの差別を経験していると指摘している。障害のある女性や女子は、障害のある男性や男子に比べて教育や雇用やその他の機会へのアクセスがより少ないという<sup>37</sup>。

障害のある子どものケアは、女性の責任と認識されており、障害のある子どもを持つ女性は働き続けることが困難である。

また同報告書では、失業は障害のある女性の大きな問題の一つとなっていることも指摘している<sup>38</sup>。次項で述べるとおり、労働法は障害者への雇用割当てを規定しているが、実際の運用には課題がある。

#### ④ 訓練・雇用、就労支援<sup>39</sup>

労働法では、行政機関は障害者の雇用率（5%）<sup>40</sup>を制定している。2019年における障害者の雇用枠は全国で615件<sup>41</sup>であり、2019年第三四半期の時点で地区（district）と市の雇用支援サービスは169人（前年度比46%以上増加）を雇用し、このうち56人（前年度比19%以上増加）が障害者枠による雇用となっている。一方で、以下を理由としてこれらの雇用が本来の目的に沿って十分に活用されていないことが明らかになった。

- ・ 雇用促進局に申請している障害者の数はごくわずかである。同局に申請する主な理由は、失業者としての登録証明書を取得する必要があるからである。これは申請者の子どものための貧困手当の受け取りに必要である。
- ・ 申請を行う障害者は主に中等以上の専門教育を受けており、企業には適切な職務がない。企業は主にブルーカラーの職務を障害者枠で提供しており、低賃金であるため障害者は提供を拒否している（一方、専門技能と集中力を必要とする企業では、仕事の特殊性を理由に、高賃金の職に障害者枠を提供することを拒否している）。
- ・ 多くの障害者は、雇用促進局に連絡することなく雇用されている。

2019年の第三四半期の障害者の雇用者数・職業訓練参加者数は、前年同期と比較して増加している。

<sup>37</sup> Gulmira Kazakunova (2018)

<sup>38</sup> Government of The Kyrgyz Republic (2018a) *National Review of the Kyrgyz Republic in the framework of the Beijing Declaration and Platform for Action*

<sup>39</sup> 特に記載のない限り、労働・社会開発省ウェブサイト”Information on ongoing work to promote the employment of persons with disabilities for the I II quarter of 2019”を参照した。 <https://mlsp.gov.kg/informacziya-o-provodimoj-rabote-po-sodejstviju-trudoustrojstvu-lovz/> (参照 2020-12-08)

<sup>40</sup> 従業員20人以上の雇用者の場合

<sup>41</sup> 内訳は首都ビシュケク143件、バトケン地域143件、チュイ地域27件、タラス地域128件、ナリン地域21件、オシ市20件、オシ地域79件、イシククリ地域38件、ジャララバード地域102件となっている。



表 2 障害者の雇用・職業訓練参加者数

	2018 年	2019 年
雇用を申請した障害者数	487 人（うち女性 248 人）	631 人（女性は 332 人）
雇用された障害者数	115 人（うち女性 51 人）	169 人（女性 109 人）
職業訓練を受けた失業している障害者数	68 人	94 人
有給の公共事業を受けた障害者数	60 人	108 人

出所：労働・社会開発省<sup>42</sup>

一方で、本調査のための質問票調査において、障害者団体連合の代表はこの障害者枠は機能しておらず、コロナ禍において多くの障害者が生計を立てられずにいると回答した。また国家人事局の統計によると、2018 年時点の障害者数 18 万人に対し、政府機関に雇用されている障害者は 103 人に留まっている<sup>43</sup>。障害者枠はあるものの、公務員法には障害者枠で採用する際の基準などは定められていないため、障害者は一般の求人者と同様の競争的な選定プロセスを経る必要がある<sup>44</sup>。そこで資格を満たす障害者が応募してきた場合、公的機関は選定プロセスを経ずに採用できるよう、プロセスの簡潔化を検討していると労働大臣が 2020 年 5 月に国会で述べている<sup>45</sup>。

「教育と雇用の分野における障害者及びその他の脆弱なグループのニーズに関する調査」（2017 年）では、雇用されているのは回答者の 31%のみで、そのうち障害者は 4%に過ぎなかった。失業中の回答者の 44%は、雇用を得るために教育や職業能力開発を継続することに関心があると回答しているものの、同調査時点で障害者のための求職活動や雇用プロセスを支援するセンターは存在しない。

キルギス共和国法「人口の雇用促進について」（2015 年）には、障害の程度に応じて「グループ 1（完全な障害があり、恒常的な付き添いが必要）」または「グループ 2（完全な障害があり、移動性の 80%が失われている）」に登録されている市民は、雇用機関に失業者として登録することができないため、政府の就労支援を受けることができない<sup>46</sup>。障害者の支援、発達、保護は教育・科学省、保健省、労働・社会開発省等の複数の省庁の管轄下にあるが、2018 年時点で障害者の就労移行支援プログラムや職業訓練に関して関係省庁間での連携は存在しない<sup>47</sup>。

首都ビシュケクの障害者を対象にした 2018 年の調査では、8%の視覚障害者が失業中で

<sup>42</sup> 労働・社会開発省ウェブサイト” Information on ongoing work to promote the employment of persons with disabilities for the I II quarter of 2019” <https://mlsp.gov.kg/informacziya-o-provodimoi-rabote-po-sodejstviyu-trudoustrojstvu-lovz/>（参照 2020-12-08）

<sup>43</sup> <https://www.osce.org/programme-office-in-bishkek/429359>（参照 2020-12-08）

<sup>44</sup> [https://24.kg/english/150137\\_People\\_with\\_disabilities\\_to\\_be\\_able\\_to\\_get\\_state\\_and\\_municipal\\_services\\_jobs/2/2](https://24.kg/english/150137_People_with_disabilities_to_be_able_to_get_state_and_municipal_services_jobs/2/2)（参照 2020-12-08）

<sup>45</sup> [https://24.kg/english/153926\\_Social\\_Development\\_Ministry\\_proposes\\_to\\_simplify\\_requirements\\_for\\_hiring\\_PWDs/](https://24.kg/english/153926_Social_Development_Ministry_proposes_to_simplify_requirements_for_hiring_PWDs/)（参照 2020-12-08）

<sup>46</sup> USAID (2017)

<sup>47</sup> OECD (2018)

ある一方で、車いすや白杖が必要な運動機能障害（loco-motor impairments）のある回答者の38%が雇用されておらず<sup>48</sup>、機能障害の種類によっても雇用状況に差がある可能性がある。

⑤ 社会保障を含む障害者への社会サービス

キルギス共和国法第 111 号「キルギス共和国における社会サービスの基礎について」（2001 年 12 月 19 日）は、障害の程度にかかわらず、社会サービスを受ける権利を認めている<sup>49</sup>。障害者やその家族が対象に含まれている社会保障プログラム（2015 年時点）は下表のとおり。これらのプログラムの監督官庁はすべて労働・社会開発省である。

表 3 障害者が対象となっている社会サービス一覧

プログラム名	対象となる障害者	対象人数
社会手当（毎月）	18歳以下の障害のある子ども、年金の対象とならない障害者（グループ1～3）	障害者は63,192人（2015年）
補助的社会手当（毎月）	障害者（障害の発生時から障害認定証の有効期限まで）	障害者は210人（2015年）
一部のカテゴリーの市民のための特権 <sup>50</sup>	視覚・聴覚障害者	63,900人（2015年、プログラム全体）
年金	障害者と認定された人（障害年金）、死亡時点で一定期間障害年金を受給していた障害者に扶養されていた、労働が困難な家族（遺族年金）	634,000人（2014年、プログラム全体） 119,000人（2018年、障害者のみ） <sup>51</sup>
社会福祉施設	精神障害のある子ども及び成人、障害者（グループ1, 2）	1,915人（障害のある成人と高齢者）、428人（障害のある子ども）ともに2014年末時点

出所：OECD（2018）

社会手当は社会的に脆弱な異なるグループに支払われる現金給付の総称であるが、社会手当受給者の78.5%（2015年）が障害者である<sup>52</sup>。障害の程度（グループ1～3）に応じた支給額が支払われる<sup>53</sup>。

<sup>48</sup> Eastern Alliance for Safe and Sustainable Transport (EASST) (2018) *Disability, Mobility and Road Risk in the Kyrgyz Republic*

<sup>49</sup> UNDP (2013)

<sup>50</sup> 月額・年額・一括給付、現金以外の保障、融資などさまざまな形態がある。

<sup>51</sup> Government of The Kyrgyz Republic (2020)

<sup>52</sup> OECD (2018)

<sup>53</sup> 米国社会保障局（2014）Social Security Programs Throughout the World: Asia and the Pacific, 2014 - Kyrgyzstan

<https://www.ssa.gov/policy/docs/progdsc/ssptw/2014-2015/asia/kyrgyzstan.html>（参照 2020-12-08）

表 4 カテゴリー別社会手当支給額（月額）<sup>54</sup>

カテゴリー	障害のある成人	障害のある 18 歳以下の子ども
グループ 1	2,000 ソム（約 2,457 円）	3,000 ソム（約 3,685 円）
グループ 2	1,500 ソム（約 1,842 円）	2,500 ソム（約 3,070 円）
グループ 3	1,000 ソム（約 1,228 円）	2,000 ソム（約 2,457 円）

出典：米国社会保障局（2014）

障害年金は定額手当（1,500 ソム（約 1,842 円）または前年の平均賃金の 12%の高い方）、社会保険、想定確定拠出金からなる。グループ 1・2 に対しては全額、グループ 3 に対しては半額が支給される。社会保険は継続した 60 カ月間の労働期間の平均収入で計算される。想定確定拠出金は 1996 年以降の累計支払額を 12 カ月で割り、被保険者の退職時点の平均余命に基づく係数を掛けて計算される。常時の付き添いを考慮し、視覚障害者には基本レートの 200%が支払われ、それ以外の障害者には特定のレートの 100%が支払われる<sup>55</sup>。

障害者団体連合の代表によると、障害のある成人や子どもは障害年金や一部の医療など障害者として支援を受ける資格があるものの、毎月の障害年金は少額すぎて生活できないと訴えている。結果として、障害者の多くは家族に依存するか、施設で暮らさざるを得ないという<sup>56</sup>。国家統計委員会によると、キルギス全体の平均月収（2018 年）<sup>57</sup>は 1 万 6,427 ソム（約 2 万 177 円）であることから、実際にこれらの社会保障の額は生計の維持には不十分な額と考えられる。

キルギス政府によると、定期的に年金、給付金の規模を増加させている<sup>58</sup>ものの、現状の課題として「低所得家庭の子ども、障害者、高齢者が優先カテゴリーとして挙げられているが、ほとんどの場合、適切なレベル以下の、国際レベルでは不十分な対象範囲と容認できない質の支援を受け続けている。」と認識している<sup>59</sup>。

<その他の社会サービス>

2019年1月から新しい社会サービスとして、恒常的なケアと監護を必要とする障害のある子どもたちの世話をするための「パーソナルアシスタント」の提供が導入された。2020年時点で、パーソナルアシスタントサービスは、6,500人以上の子どもたちに利用されている<sup>60</sup>。

健康保険は、すべての障害者を対象とするものではない。1999 年 10 月 18 日キルギス共和国法第 112 号「キルギス共和国の健康保険について」によると、国家雇用局に正式に登録されている失業者（グループ 3 の障害者）、幼少期から障害のある子ども、社会保障受給

<sup>54</sup> 1 キルギス・ソム=1.228270 円（2020 年 12 月 JICA レート）

<sup>55</sup> 米国社会保障局（2014）

<sup>56</sup> Gulmira Kazakunova (2018)

<sup>57</sup> 国家統計局 <http://www.stat.kg/en/odata/category/112/>（参照 2020-12-16）

<sup>58</sup> Government of The Kyrgyz Republic (2020)

<sup>59</sup> Government of The Kyrgyz Republic (2018b) *The Development Program of the Kyrgyz Republic for the period 2018-2022*

<sup>60</sup> Government of The Kyrgyz Republic (2020)

者、退職者が対象となっている<sup>61</sup>。

## ⑥ バリアフリーなまちづくり、防災計画における障害関連の取り組み

### ・バリアフリー

#### <建築物>

キルギスのほとんどの公共の建物や政府の建物は、障害者にとってアクセシブルではない。障害者の権利保護委員会（詳細は3-1参照）の代表であるTolkunbek Isakov氏は、キルギスのほとんどの公共の建物や政府の建物は、障害者にとってアクセシブルではないと2019年12月2日に行われた記者会見で述べている。同氏によると2019年11月25日～27日にキルギスで「アクセシブル・キルギス」キャンペーンが開催され、障害のある市民は公共の場所にアクセスできるかどうかを確認した。200施設を確認した結果、障害者が完全にアクセスできるのは20施設のみで、110施設はアクセシブルではなく、70施設は部分的にアクセシブルになっている（アクセシブルな作りは1階のみで2階以上には上がれない、または環境が建設基準や規則に対応していない）という<sup>62</sup>。

#### <道路>

英国の慈善団体がキルギスの公共団体“Road Safety”とともに首都ビシュケクの障害者を対象に行った調査<sup>63</sup>では、運動機能障害のある回答者のうち、70%が市内を歩行者として動き回るの“不可能”と回答している。その理由として、道路が平坦でない、または壊れている可能性が非常に高いことを挙げている。運動機能障害のある回答者の約90%が障害者の移動性向上のために必要な改善は、道路の表面舗装と回答している。その他にも以下の問題を指摘している。

- ・公共空間でのスロープの不足
- ・バス停の高い縁石
- ・すぐに変わる信号機（道路を渡る十分な時間が確保できない）
- ・場合によっては信号機や道路のマーク自体が全くない
- ・道路の開いたハッチや格子
- ・建物の入り口の急な段差
- ・エレベーターが多くの場所で未設置

視聴覚障害者にとっても、市内の移動はやはり問題であるが、不可能ではない。回答者の48%が毎日外出は可能だと回答している一方で、運動機能障害のある人は4%のみが同様の回答をしている。さらに、視覚障害のある回答者の多くのは、主要なルートを知って白杖で移動することを覚えると、移動が容易になったと回答した。すべての回答者が、長い冬の間の滑りやすく、凍結しがちな歩道が深刻な問題と認識している。キルギスの道路について「全く問題ない」、または「ほとんど問題ない」と回答した障害者は同行者がおり、彼/彼女

<sup>61</sup> UNDP (2013)

<sup>62</sup> [https://24.kg/english/136606\\_Most\\_buildings\\_in\\_Kyrgyzstan\\_not\\_accessible\\_to\\_people\\_with\\_disabilities/](https://24.kg/english/136606_Most_buildings_in_Kyrgyzstan_not_accessible_to_people_with_disabilities/)（参照 2020-12-16）

<sup>63</sup> EASST (2018)

らがいなければ移動は非常に困難と回答している。

<公共交通機関>

本情報収集確認調査のための質問票調査において、障害者団体連合の代表は「公共交通機関は障害者には100%物理的に (physically) 利用できず、タクシーは経済的に利用できない」と回答している。また首都ビシュケクの障害者にとって公共交通機関は利用可能でない。運動機能障害のある人の90%がバスを一度も利用したことがなく、トロリーバス (96%) やミニバス (marshrutki) (86%) においても状況は同様である。公共交通機関が利用できない主な理由として、乗車の際の高いステップが挙げられている。ビシュケク市は最近スロープのある低床トロリーバスを多数購入したが、多くの障害者はこのことを知らない。

通勤や通学に公共交通機関を利用する視覚障害者の半数以上が、混雑やバス停やルート番号を教えてくれる自動音声の不足による困難を報告し、他人の支援に頼らざるを得ないことを示唆している。頻繁に停まり、混雑していることの多いミニバスの場合には特に利用が難しい。多くの建物において入り口でのスロープの不足 (または急なステップが広く使われていること) や、エレベーターの未設置が重要な課題として挙げられた<sup>64</sup>。

2020年12月1日、キルギスの副首相は、よりインクルーシブな社会を構築するための“アクセシブルな国家プログラム”の策定を発表した。同プログラムは障害者にとってアクセシブルな環境を構築することに焦点を当てた内容になる予定である<sup>65</sup>。

・ 防災

キルギス政府は2011年に「災害と非常事態から国民と国土を包括的に守るための国家戦略 2012-2020<sup>66</sup>」を策定しているが、障害者を含む社会的に脆弱なグループに対する言及はない。また、キルギスの防災能力の強化を目指して2018年に「緊急時の国民及び国土の包括的保護構想に関する決議 2018-2030」<sup>67</sup>が採択され、活動計画も制定されたが、目標や活動はすべて国民全体を対象としており、特定のグループに対する言及はない。

2011年に設置された「防災のための全国プラットフォーム」は政府機関、民間セクター、市民社会を含むすべてのステイクホルダーの参加をもとに、防災分野における調整と戦略的リーダーシップを進めるための国家メカニズムである<sup>68</sup>。

⑦ 障害と開発分野の国際協力実績

日本政府 <sup>69</sup>	<p>【技術協力プロジェクト：障害に特化した取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者の社会進出促進プロジェクト (2007～2010)</li> <li>・ 上記事業のフォローアップ協力 (時期不明)</li> </ul> <p>【技術協力プロジェクト：障害主流化を組み込んだ取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一村一品アプローチによる小規模ビジネス振興を通じたイシククリ州コミュニティ活性化プロジェクト (2012～2015)</li> </ul>
--------------------	--

<sup>64</sup> EASST (2018)

<sup>65</sup> [https://24.kg/english/175136\\_Kyrgyzstan\\_to\\_develop\\_Accessible\\_Country\\_program/](https://24.kg/english/175136_Kyrgyzstan_to_develop_Accessible_Country_program/) (参照 2020-12-16)

<sup>66</sup> <http://extwprlegs1.fao.org/docs/pdf/kyr148748.pdf> (参照 2020-12-16)

<sup>67</sup> <http://cbd.minjust.gov.kg/act/view/ky-kg/11990> (参照 2020-12-16)

<sup>68</sup> <https://www.preventionweb.net/english/hyogo/national/list/v.php?id=93> (参照 2020-12-16)

<sup>69</sup> 内閣府障害者白書、JICA 障害と開発パンフレットを基に記載。

	<p>【青年海外協力隊・シニアボランティア派遣】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 18名（職種：障害児・者支援、義肢装具士、障害者体育、社会福祉士・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士（派遣先が障害関係の場合）＊活動終了が2011年以降のもの</li> </ul> <p>【本邦研修】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中央アジア地域 障害者のメインストーリーミング及びエンパワメント促進</li> <li>・ 中央アジア・コーカサス混成／障害者支援制度コース</li> <li>・ 障害者リーダーシップ育成とネットワーキング</li> </ul>
他ドナー <sup>70</sup>	<p>【World Bank】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ Second Health and Social Protection Project for Kyrgyz Republic (2013～2019)</li> </ul> <p>【UNICEF】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ Technical support and capacity enhancement with selected programmatic support</li> </ul> <p>【EU】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ Sector Reform Budget Support (2019～2021)</li> <li>・ Technical Assistance to the Sector Reform Contract: Social Protection Kyrgyzstan</li> <li>・ Family Care: Development of family-oriented community based social services for vulnerable families with children</li> </ul> <p>【欧州安全保障機構（Organization for Security and Co-operation in Europe: OSCE<sup>71</sup>）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者、女性、若者、障害者の政治的・公的な生活への参加促進</li> <li>・ 障害者の労働者としての権利推進<sup>72</sup></li> </ul> <p>【トルコ（Turkish Cooperation and Coordination Agency: TIKA）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ “Removing Barriers” Project</li> <li>・ Isyk-Gol Ak-Suu Orphanage Renovation Project</li> <li>・ Umut-Nadejda Children's Rehabilitation Center Support Project</li> <li>・ Support for the Kyrgyzstan Blind and the Deaf Association</li> <li>・ チュイ州の障害者、高齢者、支援が必要な世帯に対してのコロナ禍対応のための緊急支援（食糧、衛生用品等の配布）<sup>73</sup>（2020）</li> </ul> <p>身体障害者への車いす（100台）の寄付<sup>74</sup>（2018）</p> <p>【USAID】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「インクルーシブ教育構想とプログラム 2019-2023」策定のための技術支援（UNICEFと共同で実施）<sup>75</sup></li> </ul>

<sup>70</sup> 記載のない限り、事業実施期間不明

<sup>71</sup> <http://www.donors.kg/en/agencies/101-osce>（参照 2020-12-16）

<sup>72</sup> 2019年9月OSCEビシュケク事務所は中央及び地方政府による雇用に関してインクルーシブな雇用プロセスの開発に関して話し合う円卓会議を開催し、60人以上の政府関係者、障害者団体を含む市民団体、国際機関の関係者が出席した。<https://www.osce.org/programme-office-in-bishkek/429359>（参照2020-12-16）

<sup>73</sup> [https://www.tika.gov.tr/en/news/tika\\_supports\\_kyrgyzstan%27s\\_fight\\_against\\_covid19-56707](https://www.tika.gov.tr/en/news/tika_supports_kyrgyzstan%27s_fight_against_covid19-56707)（参照 2020-12-16）

<sup>74</sup> [https://www.tika.gov.tr/en/news/tika\\_provides\\_wheelchair\\_support\\_to\\_kyrgyzstan-48380](https://www.tika.gov.tr/en/news/tika_provides_wheelchair_support_to_kyrgyzstan-48380)（参照 2020-12-16）

<sup>75</sup> <https://education-profiles.org/central-and-southern-asia/kyrgyzstan/~inclusion>（参照 2020-12-08）

	<p><b>【Abilis Foundation<sup>76</sup>】</b> (2020年12月時点で実施中の事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害のある女性の起業（美容室）支援（裨益者：20,065人）</li> <li>・ 自立した生活と雇用可能性を高めるための障害のある女性への英語研修（裨益者：17,090人）</li> <li>・ 養蜂場と蜂蜜製造の拡大と持続事業（* Keletchek-Sary-Kol 障害者協会が実施）（裨益者：10,000人）</li> <li>・ 暴力にさらされている障害のある女性への支援（裨益者：19,999人）</li> <li>・ 障害のある若い女性の活性化と動員（裨益者：9,737人）</li> </ul> <p><b>【Fair and Sustainable Development Society (FSDS)】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ Inclusive Society 事業（障害のある子ども達への支援）（2019～2020）</li> </ul> <p><b>【Operation Mercy<sup>77</sup>】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ Project Restore（障害のある子ども達を対象にした地域に根ざしたりハビリテーション（Community Based Rehabilitation。以下、「CBR」）事業）</li> </ul>
--	--

## 2-5. 地域に根ざしたりハビリテーション/インクルーシブ開発 (CBR/CBID) の状況

キルギスにおける CBR/CBID の具体的な実践に関わる情報は、きわめて限られている。アジア太平洋地域で実施された CBR/CBID 関連の国際会議（アジア CBR ネットワーク会議等）にはキルギスからの出席は確認できない。スウェーデンに本部がある非営利団体“Operation Mercy”が障害のある子どもを対象にセラピーや特別支援教育、支援機器の提供等を通じた CBR 事業（Project Restore）を実施している<sup>78</sup>。

## 2-6. 盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約批准及び対応状況

キルギスは2017年5月15日にマラケシュ条約に加盟した<sup>79</sup>。キルギスの関連団体は、同条約の実務的なレベルでの実施を目指すアクセシブル書籍連合体（Accessible Books Consortium）には参加していないものの、「キルギスタン図書情報連合体（Kyrgyzstan Library Information Consortium）」のウェブサイトではアクセシブルな図書を提供している<sup>80</sup>。

キルギスの著作権法は「著作権及び著作隣接権に関する法律」（以下、「著作権法」）が1998年1月に制定され、その後1999年、2001年、2003年、2004年、2008年、2011年と6回改定されている<sup>81</sup>。マラケシュ条約加盟を受けて、キルギス政府はさらに2018年に著作権法を改定した。改定項目は2点<sup>82</sup>あり、「印刷物障害（print disability）のある人のアクセス」と

<sup>76</sup> <https://www.abilis.fi/en/projects/>（参照 2020-12-16）

<sup>77</sup> <https://mercy.se/kyrgyzstan-pr/>（参照 2020-12-16）

<sup>78</sup> <https://mercy.se/kyrgyzstan-pr/>（参照 2020-12-16）

<sup>79</sup> [https://wipolex.wipo.int/en/treaties/ShowResults?start\\_year=ANY&end\\_year=ANY&search\\_what=C&code=ALL&treaty\\_id=843](https://wipolex.wipo.int/en/treaties/ShowResults?start_year=ANY&end_year=ANY&search_what=C&code=ALL&treaty_id=843)（参照 2020-12-16）2017年8月15日に効力が発生した。

<sup>80</sup> <https://www.accessiblebooksconsortium.org/sources/en/>（参照 2020-12-16）

<sup>81</sup> キルギス知的財産庁 <http://patent.kg/en/sample-page-5-4/sample-page-2/>（参照 2020-12-16）

<sup>82</sup> EIFL (2018) *Recent Developments in Kyrgyz Copyright Law*

[https://www.eifl.net/sites/default/files/resources/kyrgyz\\_2017\\_amendments\\_en\\_online.pdf](https://www.eifl.net/sites/default/files/resources/kyrgyz_2017_amendments_en_online.pdf)（参照 2020-12-16）

「教育目的と印刷物障害のある人のための作品の使用」である。例えば前者については、裨益者 (beneficiaries) の定義を改定することで、これまで障害者の中でも視覚障害者のみを著作権法の対象としてきたが、改定により全盲や弱視、発達障害や学習障害 (例：失読症や自閉症)、身体障害 (例：パーキンソン病や麻痺) など、印刷物障害のあるすべての人が対象となった。また後者では、印刷物障害のある人、代理人、権限を与えられた機関は裨益者にとって作品がアクセシブルになるようコピーを作成してもよいこととなった。

また2018年4月にはマラケシュ条約に関する国際セミナーの中で、カナダのトロント大学図書館の協力を得て、キルギス史上初めてのアクセシブルな形式の図書の国際的な共有が行われた<sup>83</sup>。

## 2-7. 新型コロナウイルスの流行がもたらした影響

保健省<sup>84</sup>によれば、キルギスでは2021年1月23日時点で新型コロナウイルス感染者は4万3,624人であり、433人が死亡している。

キルギス政府はコロナ禍を受けて、2020年3月22日に緊急事態宣言を発令し、国境管理に加えて以下のような対応を行った<sup>85</sup>。

- ・ 必須ではないすべての活動の制限 (lockdown of all non-essential activities)
- ・ 税金の支払い猶予
- ・ 11種類の必須の食料品 (essential food items) の価格操作
- ・ 医薬品・医療機器、一部の必須食料品、必需品の一時的な輸出の禁止
- ・ 零細・中小企業への緊急支援
- ・ すべての教育機関の閉鎖<sup>86</sup> 等

### ① 各国政府が実施したコロナウイルス対策における障害者への合理的配慮

キルギス政府は社会的弱者を支援するために、コロナ禍の隔離期間中 (quarantine period) の自動的な社会手当の支給期間延長や、報告義務の延期に加えて、障害者や子どものいる低所得世帯に現金給付を補うための食糧支援を行った<sup>87</sup>。また労働・社会開発省は2020年4月に世界食糧計画 (World Food Programme。以下、「WFP」) とともにWFPのプロジェクト参加コミュニティの3万人以上に対して食糧支援を行った<sup>88</sup>。WFPのプログラム受益者やその近隣に住む無作為に選ばれた住民、キルギス政府の貧困対策プログラムの受益者に対して、コロナ禍での被支援状況について調査を行ったところ、受給世帯の55%に障害のある世帯員がいたことが明らかになった<sup>89</sup>。さらにWFPはスイス大使館の支援を得て、障害者のための

<sup>83</sup> <https://www.eifl.net/eifl-in-action/right-read-kyrgyzstan> (参照 2020-12-16)

<sup>84</sup> <http://med.kg/en/> (参照 2021-01-23)

<sup>85</sup> [https://www.unescap.org/sites/default/files/Kyrgyzstan\\_COVID%20Country%20profile%20280820.pdf](https://www.unescap.org/sites/default/files/Kyrgyzstan_COVID%20Country%20profile%20280820.pdf) (参照 2021-01-24)

<sup>86</sup> <http://en.kabar.kg/news/school-leavers-in-kyrgyzstan-can-apply-for-admission-to-university-online/> (参照 2021-01-24)

<sup>87</sup> World Bank (2020) *Project Information Document - Social Protection Emergency Response and Delivery Systems - P174072*

<sup>88</sup> Ibid. (2020)

<sup>89</sup> ADB, UNDP (2020) *COVID-19 in the Kyrgyz Republic: Socioeconomic and Vulnerability Impact Assessment and Policy Response*



施設を含む22施設に緊急食糧支援を行った。この中には、障害者1,978人が含まれている<sup>90</sup>。

また、キルギス政府は2020年6月、国立義肢装具機関（Republican Institution of Prosthetic and Orthopedic Products）と障害者のためのリハビリテーションセンターに対し、コロナ禍での障害者の受け入れ再開に際しさまざまな対応を行うよう指示を出している<sup>91</sup>。

一方で、本調査で実施したキルギスの障害者団体への質問票調査（以下、「障害者団体への質問票調査」）によると、障害者団体連合（Ravenstvo）及び視覚障害者団体（Kyrgyz society of the blind）より、新型コロナウイルス流行拡大への行政対応や国民への支援において、障害者への特別な配慮は行われていないとの回答であった。

## ② 障害者が保健サービスを受ける権利に対するコロナ禍の影響

上述の障害者団体への質問票調査において、障害者が保健サービスを受ける権利に対するコロナ禍の影響について尋ねたところ、両団体の回答からコロナ禍において障害者に対する特別の配慮はなく、通常及び緊急医療サービス全般がコロナ禍の影響で利用できなくなっていることが明らかになった。障害者が平時から必要とする医療サービス（人工呼吸器、透析等）の利用については、視覚障害者団体は「問題ない」と回答した一方で、障害者団体連合は「できていない」と回答している。また緊急措置を必要とする際に、障害者の救命措置において優先順位が下げられたこともあると回答している。加えて両団体ともに、医療従事者や介助者からの感染を防ぐために必要な処置は取られておらず、一時隔離施設において、障害を理由とする必要な配慮、アクセシビリティも確保されていないと回答した。

コロナの流行下、医療保健や貧困などに対する緊急国際援助については、両団体とも「なされている」と回答している。

## ③ 障害者が教育を受ける権利に対するコロナ禍の影響

障害者団体への質問票調査では、両団体ともに、新型コロナウイルス流行による休校期間中の遠隔教育／オンライン教育などは、障害のある児童・生徒を包摂した形で行われていないと回答した。また、障害のある児童・生徒は、学校再開後に、感染への恐れや、学習の遅れ、経済的困窮等の制約なく復学できたかどうかについては、障害者団体連合は「できていない」と回答し、その理由として「障害のある子ども達には通常どおり教育は提供されているものの、知的障害（children with mental disabilities）のある子どもたちの学ぶ機会は停止している」ことを挙げた。視覚障害者団体は「学習の遅れ、経済的困窮等の制約なく復学できた」と回答する一方で、「状況は厳しい」と追加でコメントを寄せている。

## ④ 障害者の移動に対するコロナ禍の影響

上述の障害者団体への質問票調査において、日常必要とするサービス・支援（身体接触のある介助等）、生活用品等へ問題なくアクセスできるかどうかについては、障害者団体連合

<sup>90</sup> WFP (2020) *WFP Kyrgyz Republic Country Brief April 2020*

<sup>91</sup> 規則 80 号（コロナ禍での緊急事態下における障害者の義足やリハビリテーションのための受入れ再開）  
<https://mlsp.gov.kg/wp-content/uploads/2020/06/prikaz80.pdf>（参照 2020-12-16）

が「アクセスできない」と回答した一方で、視覚障害者団体は「できる」と回答している。仕事や行政手続き等がオンラインで可能となったことで、移動が困難であることにより被っていた不利益が改善されたというようなポジティブなインパクトについては、両団体ともに「ない」と回答した。さらに障害者団体連合は、既述のとおり障害者には公共交通機関もタクシーも物理的または経済的に利用できず、コロナ禍以前も 2020 年 12 月時点においても、障害のある人にとって移動は大きな問題であると追加コメントを寄せている。

#### ⑤ 障害者の就労に対するコロナ禍の影響

障害者団体への質問票調査において、新型コロナウイルスの流行が長期化する中での障害者の雇用に対する影響について、障害者団体連合は「コロナ禍は障害者の経済的自立に影響を与えている。コロナ禍において多くの障害者が生計を立てることができずにいる。雇用に関する 5%の障害者雇用割当ては機能していない」と回答した。一方、視覚障害者団体は就労に関してコロナ禍による影響はないと回答している。

#### ⑥ 障害者への情報保障に対するコロナ禍の影響

さらに上述の障害団体への質問票調査において、障害者団体連合と視覚障害者団体の代表はともに、感染者数情報や感染予防のための情報や行政による都市封鎖等の情報、行政による特別給付や必要物資の配布の情報への障壁はないと回答しながらも、「視聴覚障害者への情報のアクセスは確保されていない」（障害者団体連合）、「障害者への特別配慮はない」（視覚障害者団体）と付け加えており、十分に情報が保障されていない障害者の存在を示唆した。

また、両団体ともに公共・商業施設において手指消毒剤へ障害者がアクセスできるような配慮はなされていないと回答している。

### 3. 障害関連団体の活動概況

#### 3-1. 障害当事者団体の活動概要

障害者団体連合 (Ravenstvo) の代表によると、障害者の権利促進のために活動する団体は次第に増えている。キルギスの主な障害当事者団体は以下のとおり。

団体名	概要
障害者団体連合 Ravenstvo <sup>92</sup> (Public Association “Union of People with Disabilities”)	2004 年設立。Ravenstvo は “平等 “を意味する。同団体の使命は、障害者の権利を保護し、自立生活の哲学と人権に基づくアプローチの紹介である。 【主な活動領域】リーダー研修、意識啓発、アドボカシー、障害者の権利促進 【主要な活動】CRPD 実施、リハビリテーション、反差別やジェンダー平等に資する活動、職業訓練 【具体的な活動内容】 1. 国家障害者評議会への参加 2. CRPD 批准時にキルギスにおける障害者の状況について分析の実施と提言を含む報告書作成 3. 障害関連政策におけるジェンダー主流化のためのロビイングとともに、障害のある女性の権利の促進 4. 暴力被害者である障害のある女性とともに働くこと 5. 障害のある女性のための短期職業訓練 6. 日本式ピアカウンセリングの実施 【団体の意思決定に関わる障害当事者の割合】100% 【対象となる障害の種類】Cross disability、身体障害 【メンバー団体の数】未回答 【有給職員の数】5 人 【主な収入源】政府補助金、海外ドナーからの資金
キルギス視覚障害者協会 <sup>93</sup> (Kyrgyz society of the blind)	1937 年設立。 【主な活動領域】政策提言、組織開発、障害のある個人への支援、国際協力 【主要な活動】CRPD 実施、教育、雇用、リハビリテーション、CBR、障害のある子どもの支援、スポーツ、収入創出。特に研修とリハビリテーションに力を入れている。 【団体の意思決定に関わる障害当事者数】100 人以上 【対象となる障害の種類】視覚障害

<sup>92</sup> 本調査のための質問票への回答に基づいて記載。

<sup>93</sup> Ibid.

	<p>【メンバー団体の数】 2 団体</p> <p>【有給職員の数】 23 人</p> <p>【主な収入源】 政府補助金、副業収入、研修事業</p>
<p>障害者への法的支援<sup>94</sup> (The Public Fund "Legal Assistance to Disabled People")</p>	<p>【使命】 障害者の権利擁護及び促進。</p> <p>【主要な活動】 障害者の権利実現に向けた法整備の支援。無料で障害者に対する法的支援を行っている。キルギスの障害者権利擁護のために 19 年以上活動しており、同分野の代表的存在。70 以上の関連事業を実施した実績がある。団体代表は視覚障害のある弁護士である Tolkunbek Isakov 氏で、2020 年 12 月、障害者評議会の第 1 回会議で副議長に選出された。</p>
<p>障害者の権利保護委員会 (Committee for the Protection of the Rights of Persons with Disabilities) 95</p>	<p>2019 年に上記団体“障害者への法的支援”によって設立。キルギスにおいて障害者の権利の分野で主導的な役割を果たす 12 団体の代表によって構成されている。</p>

### 3-2. 障害者支援団体の活動概要

団体名	概要
Empower <sup>96</sup>	<p>2011 年設立。</p> <p>【主な活動領域】 リーダー研修、情報提供、国際協力、出版</p> <p>【主要な活動】 CRPD 実施、情報提供、アクセシビリティ関連、障害のある子どもの支援</p> <p>【対象となる障害の種類】 視覚障害</p> <p>【主な収入源】 国内ドナーによる資金</p>
Ruka k Ruke (Hand in Hand) <sup>97</sup> (Public Association of Parents of Autistic Children in Kyrgyzstan)	<p>2012 年に設立された自閉スペクトラム症の子どもを持つ親の団体で、自閉症の子どもにリハビリテーション・サービスを提供する数少ない団体の一つとなっている。主な活動として、教室整備や教材の購入、子どもの社会化のためのイベント実施等を行っている。同団体は保護者と神経学者と小児科医とのパートナーシップを通じて、自閉症のある子どもの、より早期の診断に成功している<sup>98</sup>。</p>

<sup>94</sup> <https://emgek.kg/oupi> (参照 2020-12-16)

<sup>95</sup> Ibid.

<sup>96</sup> 本調査のための質問票への回答に基づいて記載。

<sup>97</sup> <http://autism.kg/%d0%be-%d0%bd%d0%b0%d1%81/> (参照 2020-12-16)

<sup>98</sup> UNICEF (2019)

<p>Fair and Sustainable Development Society<sup>99</sup> (FSDS)</p>	<p>中央アジア地域で活動する非営利団体で、本部はキルギスにある。2019年から2020年にかけて、キルギスとタジキスタンの障害のある子ども達（2,210人）を支援する活動を行っている。</p>
<p>Sunterra<sup>100</sup> (Public Foundation of Parents of Children with Down Syndrome)</p>	<p>2016年にダウン症の子どもを持つ保護者によって設立された。同団体の使命はダウン症のある人々の権利の保護、ダウン症のある子どもの発達、ダウン症のある子どもと保護者への教育面・情報面での支援を行うことである。</p>

<sup>99</sup> <https://fsds.kg/> (参照 2020-12-16)

<sup>100</sup> <https://sunterra.kg/> (参照 2020-12-16)

#### 4. 参考資料

- ADB, UNDP (2020) *COVID-19 in the Kyrgyz Republic: Socioeconomic and Vulnerability Impact Assessment and Policy Response*
- Eastern Alliance for Safe and Sustainable Transport (EASST) (2018) *Disability, Mobility and Road Risk in the Kyrgyz Republic*
- Electronic Information for Libraries (EIFL) (2018) *Recent Developments in Kyrgyz Copyright Law*
- Government of The Kyrgyz Republic (2020) *Voluntary National Review of the Implementation of the Sustainable Development Goals*
- Government of The Kyrgyz Republic (2018a) *National Review of the Kyrgyz Republic in the framework of the Beijing Declaration and Platform for Action*
- Government of The Kyrgyz Republic (2018b) *The Development Program of the Kyrgyz Republic for the period 2018-2022*
- Gulmira Kazakunova (2018) “Kyrgyzstan’s Social Protection Measures and Programmes” Speech presented at the session hosted by UNDESA, June 2018
- National Statistical Committee, Government of the Kyrgyz Republic (2020) *Statistical Yearbook of the Kyrgyz Republic 2014-2018*
- National Statistical Committee, UNICEF, UNFPA, USAID (2019) *Kyrgyz Republic Multiple Cluster Indicator Survey 2018: Survey Findings Report*, [https://mics-surveys-prod.s3.amazonaws.com/MICS6/Europe%20and%20Central%20Asia/Kyrgyzstan/2018/Survey%20findings/Kyrgyzstan%20MICS%202018\\_English.pdf](https://mics-surveys-prod.s3.amazonaws.com/MICS6/Europe%20and%20Central%20Asia/Kyrgyzstan/2018/Survey%20findings/Kyrgyzstan%20MICS%202018_English.pdf) (参照 2020-12-16)
- OECD (2018), *Social Protection System Review of Kyrgyzstan*, OECD Development Pathways, OECD Publishing, Paris. <http://dx.doi.org/10.1787/9789264302273-en> (参照 2020-12-16)
- UN (2019) *Beijing+25: National-Level Review of the Kyrgyz Republic on the implementation of the Beijing Declaration and Beijing Platform for Action Progress and Challenges*.
- UNDP (2013) *Promoting the Rights of Persons with Disabilities in Central Asia: Institutional Experiences and the Way Forward*
- UNICEF (2019) *Deinstitutionalization for children with disabilities: Technical Guidance for UNICEF’s Engagement in National Reform Reports*
- USAID (2017) *Analytical Report on the Rights of People with Disabilities in Central Asia and Azerbaijan*
- WFP (2020) *WFP Kyrgyz Republic Country Brief April 2020*
- World Bank (2020) *Project Information Document - Social Protection Emergency Response and Delivery Systems - P174072*
- JICA (2003) 『国別障害関連情報 キルギス共和国』

<ウェブ情報>

内閣府 (2013-2019) 『障害者白書』 <https://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/index-w.html> (参照 2020-12-16)

JICA (2017) 『すべての人々が恩恵を受ける世界を目指して「障害と開発」への取り組み』  
[https://www.jica.go.jp/publication/pamph/ku57pq00002iqnxw-tt/disability\\_and\\_development.pdf](https://www.jica.go.jp/publication/pamph/ku57pq00002iqnxw-tt/disability_and_development.pdf)  
(参照 2020-12-16)